

ID: 108

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	育成料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第114号
【根拠条文】 (育成料等の減額等) 第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、育成料等を減額し、又は免除することができる。 2 既に納入された育成料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市学童クラブに関する規則第11条の規定による。 (育成料等の減額及び免除) 第11条 市長は、育成料等を次に定めるところにより減額し、又は免除することができるものとする。 (1) 児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する場合 免除 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合 免除 (3) 児童が市民税・都民税非課税世帯(間食費については、ひとり親家庭の世帯に限る。)に属する場合 免除 (4) 市長が別に定めるところにより就学援助費の支給を受けている者が児童の保護者のいずれかである場合 育成料を免除 (5) 児童が月の16日以後に学童クラブに入会した場合又は月の15日以前に学童クラブを退会した場合 当該入会又は退会した月分の育成料等の2分の1の額の減額 (6) 児童が第8条に規定する休会届を提出した場合 免除 (7) 児童が、アレルギー疾患等により、学童クラブが提供する間食を食することができず、間食費を納付しないことが適当であると市長が認めた場合 間食費の免除又は市長が必要と認めた額の減額 (8) その他育成料等を納付することが困難であると市長が認めた場合 免除又は市長が必要と認めた額の減額 2 育成料等の減額又は免除を受けようとする児童の保護者は、学童クラブ育成料等減免申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。 3 育成料等の減額又は免除を受けようとする児童の保護者は、第1項第1号から第4号まで及び第8号に該当する場合は公的機関が証明する書類を、同項第7号に該当する場合は診断書その他市長が必要と認める書類を申請書に添付しなければならない。 4 市長は、第2項の申請があったときは、その可否を決定し、学童クラブ育成料等減免決定通知書により、保護者に通知するものとする。 5 前項の決定により育成料等の減額又は免除を受けた児童の保護者は、その理由が消滅した	

ときは、直ちに学童クラブ育成料等減免理由消滅届を市長に提出しなければならない。この場合において、その理由が消滅した日の属する月の育成料等は減額又は免除とする。

- 6 育成料等の減額又は免除は、児童の保護者が申請した日の属する月以後とする。ただし、第1項第1号から第4号まで及び第7号に該当し、かつ、市長が別に指定する期限までに申請した場合は、当該年度の市長が別に指定する月分の育成料等から減額し、又は免除することができるものとする。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日